

令和 7 年度

全国生活衛生関係営業者向け経営支援事業（専門家派遣事業）

令和 6 年度事業との主な違い

（変更あり）

1. 訪問回数：原則 5 回まで

（変更なし）

2. 対象業種：全 16 業種

- ①すし ②めん類 ③中華 ④社交 ⑤料理 ⑥一般飲食 ⑦喫茶
⑧食鳥肉 ⑨食肉 ⑩氷雪 ⑪理容 ⑫美容 ⑬興行 ⑭ホテル・旅館
⑮公衆浴場 ⑯クリーニング

2025年 4 月 9 日

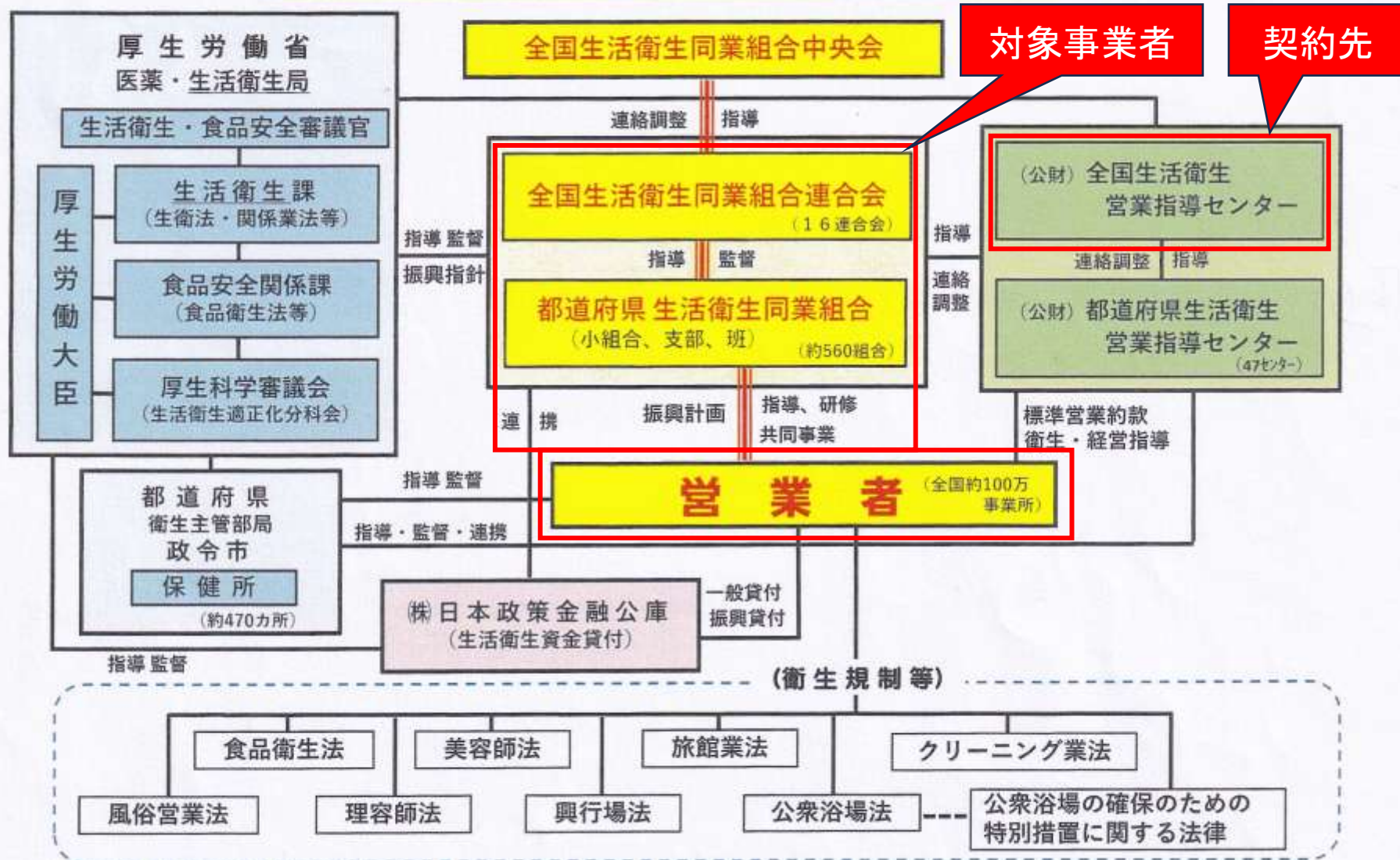
一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会

副会長 森川 雅章

（事務局担当：東京協会 事業事務局 坪田）

<受託先概要>

生活衛生関係営業の連携組織



<事業の目的>

本事業は、全国生活衛生同業組合に加入している事業者に対し、専門家（中小企業診断士）による伴走型支援を展開することにより、コロナ禍や物価高騰等に伴い生じた経営課題の解決・改善を支援することを目的とする

<対象事業者>

対象者：生活衛生関係営業18業種の内、下記16業種（組合）に所属する事業者を対象とする。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ①全国理容生活衛生同業組合連合会 | ⑨全国食肉生活衛生同業組合連合会 |
| ②全日本美容業生活衛生同業組合連合会 | ⑩全国飲食業生活衛生同業組合連合会 |
| ③全国興行生活衛生同業組合連合会 | ⑪全国すし商生活衛生同業組合連合会 |
| ④全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 | ⑫全国食鳥肉販売業生活衛生同業組合連合会 |
| ⑤全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会 | ⑬全国喫茶飲食生活衛生同業組合連合会 |
| ⑥全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 | ⑭全国中華料理生活衛生同業組合連合会 |
| ⑦全国麺類生活衛生同業組合連合会 | ⑮全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会 |
| ⑧全国冰雪販売業生活衛生同業組合連合会 | ⑯全国料理業生活衛生同業組合連合会 |

<補足>

※組合員の事業者でなくても支援対象とすることは可能。

ただし、支援活動の中で、組合への加入を勧めてください、とのことです。

生衛業とは？

厚生労働省が所管する法律「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（昭和32年6月法律第164号、略称：生衛法）で規定する飲食業、理・美容業、クリーニング業、ホテル・旅館業など18業種の総称であり、一般に生活衛生関係営業（略称：生衛業）と呼んでいる。

これらの業種は、いずれも国民の生活に不可欠なサービスや商品を提供している。

生衛法で規定する生活衛生関係営業は、次の18の営業となっている。

サービス業

1. 理容店
2. 美容店
3. 興行場（映画館）
4. クリーニング店
5. 公衆浴場（銭湯）
6. ホテル・旅館
7. 簡易宿泊所
8. 下宿営業

販売業

9. 食肉販売店
10. 食鳥肉販売店
11. 冰雪販売業（氷屋）

飲食業

12. すし店
13. めん類店（そば・うどん店）
14. 中華料理店
15. 社交業（スナック・バーなど）
16. 料理店（料亭など）
17. 喫茶店
18. その他の飲食店
（食堂・レストランなど）

豊かな暮らしの応援団 安心・安全な生活のサポーター



<事業概要>

契約：（公財）全国生活衛生営業指導センターと（一社）日本中小企業診断士協会連合会

事業内容：中小企業診断士による伴走型経営支援（悩みを抱える事業者への助言）

支援希望者の支援ニーズに沿った助言・支援を行う

事業実施期間：2025年4月1日から2026年1月31日まで

支援回数：訪問回数は原則5回迄とする。回数は事業者と相談して決める。

※ただし、事業者の希望により、引き続きの支援を強く希望される場合は、「支援延長計画書」を作成し、事業者と診断士両者の署名により申請することができる（合わせて最大10回まで可能）

財務分析：事業者から希望があれば実施する（必須としない）

主な支援内容：診断・助言の他、情報提供などを行う

- ・国や都道府県の支援施策や補助金・助成金等の紹介及び活用方法のアドバイス
- ・事業計画の策定や資金繰り・融資制度などに関する助言

支援方法：訪問による面談により実施するが、オンライン（Zoom等）による実施も可とする

支援時間：1回の訪問は、原則2時間とし、訪問日時は事業者と打合せをして決める

診断士選定：都道府県協会は支援実施中小企業診断士を事前に登録し、名簿を作成する

本事業における事業者支援者は、事前登録の診断士の中から適任者を選定する

報告書等：①各回の訪問後の報告：支援報告書/様式2を提出

②最終回支援終了時：経営診断報告書/様式5を提出

<実施体制>

事務局：日本中小企業診断士協会連合会に事務局を置く（東京協会が事務代行）
連絡担当者：都道府県中小企業診断士協会（県協会）に連絡担当者を置く
中小企業診断士：支援実施者を事前に登録（県協会推薦）し、案件ごとに対象都道府県の登録者の中から適任者を選定する（選定方法：①県協会にて選任 もしくは ②事務局にて選任）
診断士登録の条件等：
① 連合会のコンプライアンス研修受講済みであること
② 適格請求書発行事業者の登録番号がある方は名簿や謝金の請求書に記載（必須とはしない）

<各種様式>

本事業に必要な各種様式を設定する（Word・Excelで作成）
様式 1：専門家支援申込書（申請者作成）
様式 2：支援報告書（訪問の都度提出）
様式 4：経営支援計画書（初回訪問後提出）
様式 5：経営診断報告書（支援終了後提出）
様式 6：支援延長申請書兼承認書
様式 7：謝金請求書
アンケート：利用者アンケート（利用者に記入いただく（訪問最終回に回収必須））

<謝金等>

中小企業診断士への謝金：訪問 1 回当たり 35,000円（税抜）
・交通費込みとするが、遠隔地への訪問の場合は別途実費精算（80Km超のとき公共交通機関利用相当額で精算）。地域によっては会員数が少なく、近県からの協力が必要になる場合が想定される
・請求の時期：診断士は、支援終了後速やかに報告書/様式 2 と請求書/様式 7 をセットで提出する
・診断士への謝金の支払は、全国指導センターからの入金後とする（請求は、個人・法人どちらも可）

<注意事項>

○本事業でできないこと

補助金に関連する「補助金申請代行業務」「認定支援機関業務」など

○本事業終了後の継続支援の契約

本事業終了後、事業者が希望する場合は個別契約にすることは「可」とする。

但し、下記事項を遵守のこと

①診断士からむやみに個別契約を締結するよう仕向けることがあってはならない

②本事業が定める支援上限回数の範囲内において、希望する支援を完結するよう徹底すること

○アンケート回収（必須）

①最終回訪問前に、診断士から事業者にアンケート用紙を渡す

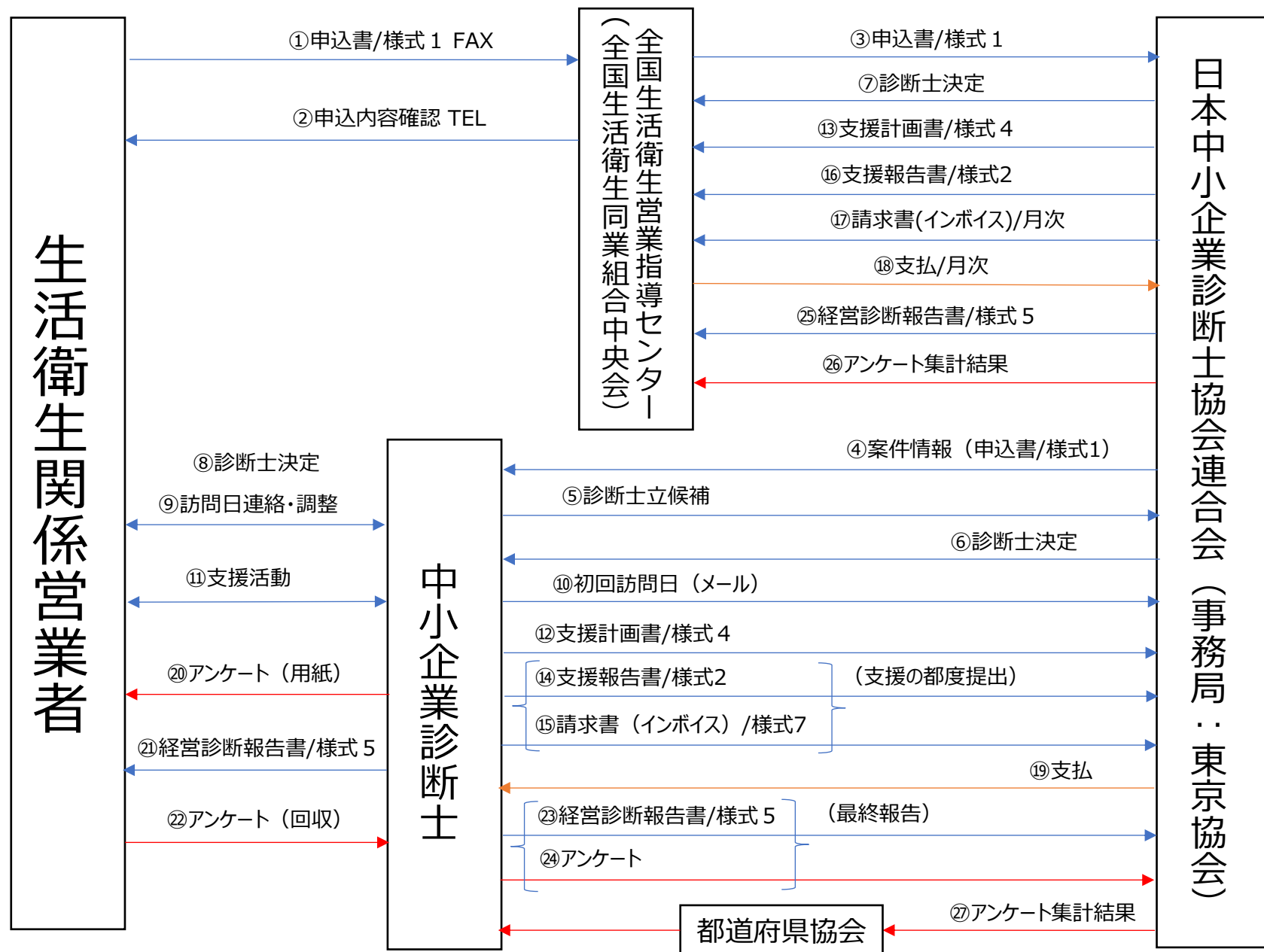
②最終訪問時にアンケートを回収し、協会事務局に最終報告書とともに提出する

③回収したアンケートの集計（簡易集計）は協会で行い、結果を指導センターに提出する

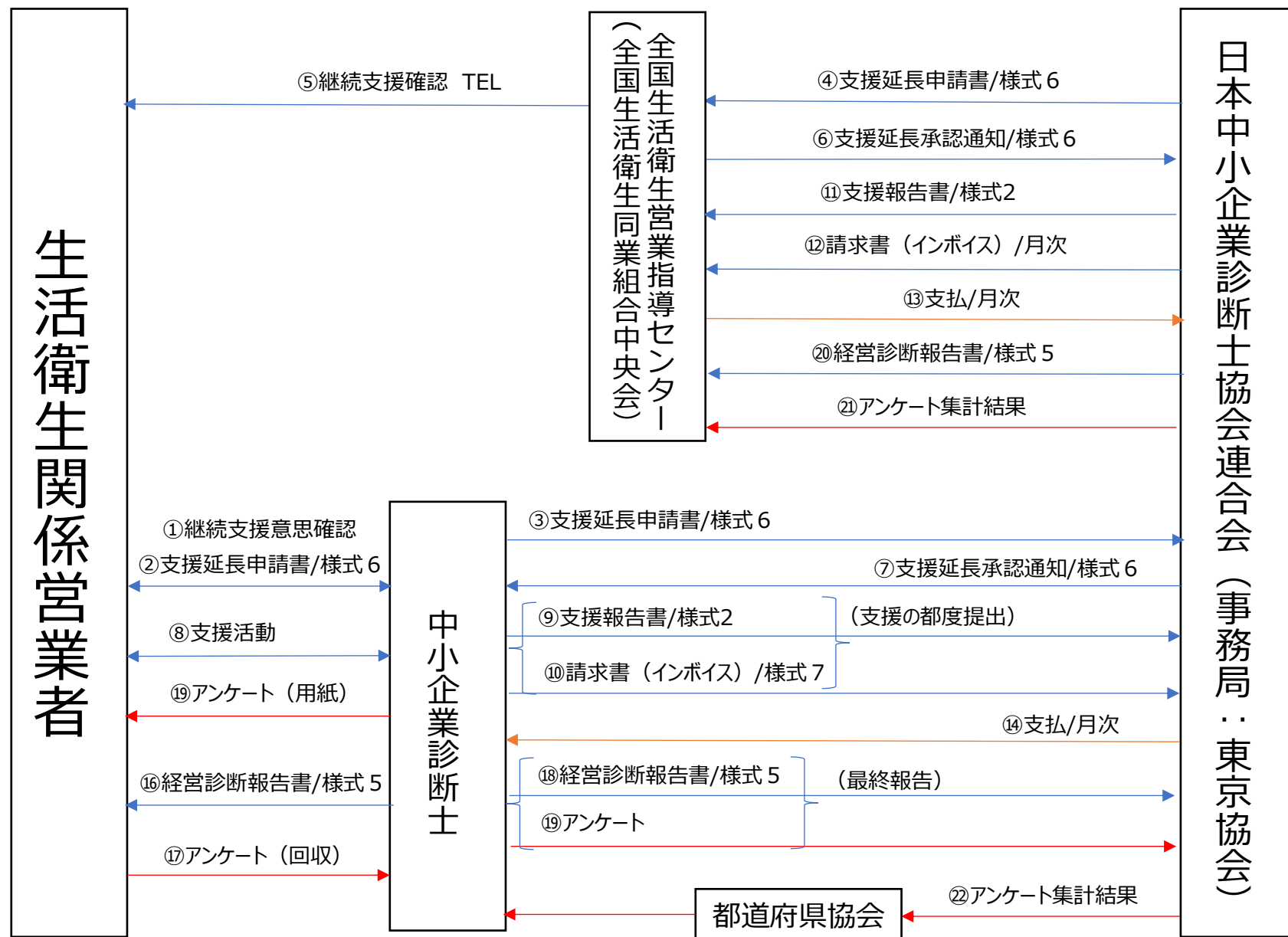
○出張旅費

①遠隔地・離島・近県への対応など、出張旅費の支出が必要であると診断協会が判断した場合に、旅費規程に基づき支給する。必要なケースには、事務局に相談してください。

＜事業フロー：支援業務（手順や様式が変更になる場合あり）＞



<事業フロー：支援活動を延長する場合（手順や様式が変更になる場合あり）>



<実施に向けてのスケジュール>

2025年

- 4月 9日（水） 県協会事務局向け事業説明（オンライン開催）18時開始
実施希望診断士登録開始
- 4月23日（水） 実施希望診断士登録完了（県協会から東京協会へ名簿提出）
- 4月30日（水） 支援者名簿提出（東京協会から全国指導センターへ）
- 4月30日（水） 診断士向け説明会（オンライン開催） 18:00～19:00
- 5月 1日（木） 診断士向け説明会（オンライン開催） 18:00～19:00
診断士向け事業説明資料と報告書等様式を配布
- 5月 1日（木）以降 新担当の方含め担当依頼

2026年

- 1月30日（金） 事業者訪問終了
- 2月 6日（金） 報告書・請求書等締め切り
- 2月 9日（月） 指導センターへの書類提出締め切り

<東京協会事業事務局 連絡先>

東京協会 事業事務局 担当：坪田 修
メール：info_twork@t-smeca.com
TEL：03-6228-4084（直通）

<参考 令和5年度事業説明会時の質問と回答（1/2）>

- Q1 報告書等はメールで送ると認識しています。自署が必要な様式6やアンケートのように手書きが必要なものはpdf化して送るのでしょうか？またその場合は原本をどうすればいいですか？
- A1 診断士が作成する報告書は、Wordのままお送りください。自署が必要な様式6、アンケート等手書きのもの、PDFにてお送りください。
- Q2 様式1 希望する支援内容のうち当職が不得意な補助金・支援金関係を他の方にお譲りし、その他の支援内容のみお引き受けすることは可能ですか？
- A2 始めから対応ができないと分かっている場合は、お控えください。
- Q3 コンプライアンスについてはどの程度配慮しますか？設備構造に関する食品衛生法/深夜営業や罰金制度等の労働基準法/深夜営業その他風適法関係・・・
- A3 法令に関連する事項について相談を受けた場合、あるいは何らかの不振点等が判明した場合は、その事実をお知らせください。
- Q4 事業者から専門家を指名することは可能でしょうか。
- A4 専門家の指名は、可能です。
- Q5 アンケート回収は対面で行うのでしょうか。内容の正確性を求めるのであれば、後日郵送などの方がいいと思います。
- A5 対面で受領する方法で考えております。
- Q6 実施時にマニュアルは用意されるのでしょうか？
- A6 本説明書以外のマニュアル等の準備はありません。
- Q7 様式の提出は、メールですか。その際、pdfファイルに変換しまか。
- A7 元のファイルのまま、メールにてお送りください。請求書は、PDFに変換してお送りください。
- Q8 実施計画書は第1回目の訪問後に記載することになるのでしょうか？
- A8 初回面談時に事業者と話し合い、実施計画を作成してください。
- Q9 手書きが必要なものをpdf化してメールで送った場合の原本はどうすればいいですか？
- A9 原本は後日郵送願います。
- Q10 訪問間隔については制限がありますでしょうか？2日連続訪問なども可能でしょうか？
- A110 原則として1週間程度以上間隔を空けてください。

<参考 令和5年度事業説明会時の質問と回答（2/2）>

Q11 先程”ある程度の営業は行っても構わない”というお話でしたが、当事業の実施そのものについては今日時点で公開情報ですか？

A11 本事業は組合員のみを対象にしています。組合機関紙等により告知されています。

Q12 事業者は費用負担のない専門家派遣事業との理解であってますか？あるいは事業者は謝金の一部を負担するのでしょうか？

A12 事業者の費用負担はありません。全額国の予算で実施します。

Q13 案件情報は、どのように診断士に公開されるのでしょうか？その際どのように診断士は立候補するのでしょうか？

A13 案件情報は、メールにて該当する都道府県に登録の診断士にメールにてお知らせします。立候補者はメール返信にてお知らせください。

Q14 コンプライアンス研修受講後の派遣ということですが、受講の具体的手続きはどのようにすればよいのか、ご教示ください。

A14 診断協会「マイページ」より「コンテンツ情報一覧」にアクセスしていただきカテゴリーの中の「コンプライアンス関連」を選択し、基礎編と応用編をそれぞれ受講してください。

Q15 1日に複数件数訪問は可能ですか

A15 1日の訪問件数は、1件でお願いします。

Q16 本事業に関してNDAや業務委託契約の締結は不要ですか？

A16 各県協会の会員であり、診断士倫理規程を遵守していること、コンプライアンス研修を受講済であることから、NDAや業務委託契約締結の予定はありません。

Q17 先方から財務資料やその他資料を預かったり、写しを受領しても構わないですか？

A17 決算書等の財務資料をお預かりした場合は、コピーせず、利用後返却してください。

<参考 令和6年度事業説明会時の質問と回答（参考となる部分を抜粋）>

- Q1 令和5年度の社交飲食の事業ではAコース、Bコースに分かれていて、Aコースは課題の抽出について経営分析報告書を作成するなど分かりやすかった。今年度の事業では、伴奏支援をした後での経営診断報告書となるが、支援で導かれた対応策によって課題が改善、解決したという内容までにはならず、改善方法の提案までの内容となることも見込まれるが、どのような報告内容が求められていると考えればよいか。
- A1 昨年の事業でも、事業者様の相談事項に対してどのような提案を行ったかという内容のものであった。事業者様が希望すればさらに延長支援して実行支援が想定されていることもあり、今年度の経営診断報告書でも同じく、課題に対する支援、助言のまとめの報告書である想定です。
- Q2 令和6年度は対象業種が拡大されたことにより、案件数が増えると思われるが、事業規模はどの程度の計画でしょうか。
- A2 当方では事業規模は分かりませんが、指導センター様では、昨年の実績から1事業者あたり平均5回の訪問で、事業者数は数百社（300社程か）を見込んでいる感触です。（事業予算の上限内での申込受付となります。）
- Q3 昨年の事業を利用した企業は、今年度も申込可能なのでしょうか。
- A3 指導センター様に確認し、同じ企業様が申込されたときは、今年度の事業でも受け付けることになるとのことでした。
- Q4 この事業においては、診断士の知り合いの事業者様などに対して行う、いわゆる持込案件は可能でしょうか。
- A4 この事業では、持込案件は可能とのことです。昨年の案件でも、事業者様との関係性は分かりませんが、申込書に担当希望の診断士の方を記載されたうえでの申込はありました。